

第1編 退職後の年金について

年 金 班

第1編 退職後の年金について

第1章 長期給付（年金受給）に関する手続きについて

1 退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合

提出書類「退職届書」(p.24参照)

退職や勤務形態の変更により長期給付の適用がなくなる場合は、退職時の所属機関の長の証明を受けた「退職届書」を地方職員共済組合沖縄県支部へご提出ください。

ただし、次の場合は年金の加入期間を通算しますので提出の必要はありません。

- ・退職後、引き続き再任用職員(フルタイム)になる方
- ・退職後、引き続き任期付職員(フルタイム)になる方
- ・地共済沖縄県支部の他の所属へ異動する方
(知事部局→企業局、病院事業局→知事部局、監査委員事務局→知事部局等)
- ・退職後、引き続き公務員として他の共済へ転出する方
(地方職員共済組合の他支部、公立学校共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等への転出)

2 退職後に住所・氏名に変更があった場合や亡くなられた場合

提出書類「年金待機者等異動報告書」(p.26参照)

添付書類 住民票抄本(住所変更があった場合)

戸籍謄本(又は抄本)(氏名を変更した場合)

戸籍謄本(又は抄本)、又は住民票除票(死亡した場合)

共済組合では退職届書が提出された方を年金待機者として管理し、年金受給年齢に達したときに年金請求書を本人あてに送付します。そのため、年金請求書を送付するまでの間は、退職後の連絡先(住所・電話番号)や氏名変更等を把握する必要があります。 住所や氏名に変更があった場合は、「年金待機者等異動報告書」をご提出ください。

3 共済組合の年金受給者が退職後に再び公務員となったとき

提出書類「年金受給権者再就職届書」(p.28参照)

共済組合の年金を受給している方が再び公務員(再任用フルタイム等)となったときは、年金額の調整が必要となりますので、年金受給権者再就職届書を提出してください。

4 年金請求書が届いたとき

(1) 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）・・・2階部分の年金

老齢年金の受給権が発生する年の誕生月の約3か月前に、共済組合または日本年金機構から年金請求書が届きますので、必要事項を記入し提出してください。

受給権は、その給付事由の生じた日から5年間請求しないときは、時効により消滅しますので、速やかに手続きを行ってください。

(2) 退職年金決定請求書・・・3階部分の年金

65歳以上の方（再任用短時間等を除く）が退職した際に、退職等年金給付の受給権が発生します。対象の方には、共済組合から退職年金決定請求書を送付します。

5 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書が届いたとき

老齢厚生年金を受給している方で、年金からの各種控除を受けるときには、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出が必要となります。年金を支給する各機関から、毎年10月頃、受給者のご自宅へ送付されます。

※本章でいう「組合員」には、短期組合員は含まれません（短期組合員の年金については最寄りの年金事務所にお問い合わせください。）

■ 各様式はコーラル、県のホームページに掲載しています。

コーラル 「全庁・各部局掲示板」→「総務部」→「職員厚生課」→「地共済」
→「年金情報・年金給付請求関係」

沖縄県HP トップページ → 情報を探す → 組織案内 → 総務部職員厚生課

■ 提出及びお問合せ 地方職員共済組合沖縄県支部 年金班 電話098-866-2685 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 行政棟5階 職員厚生課内

第1編 退職後の年金について

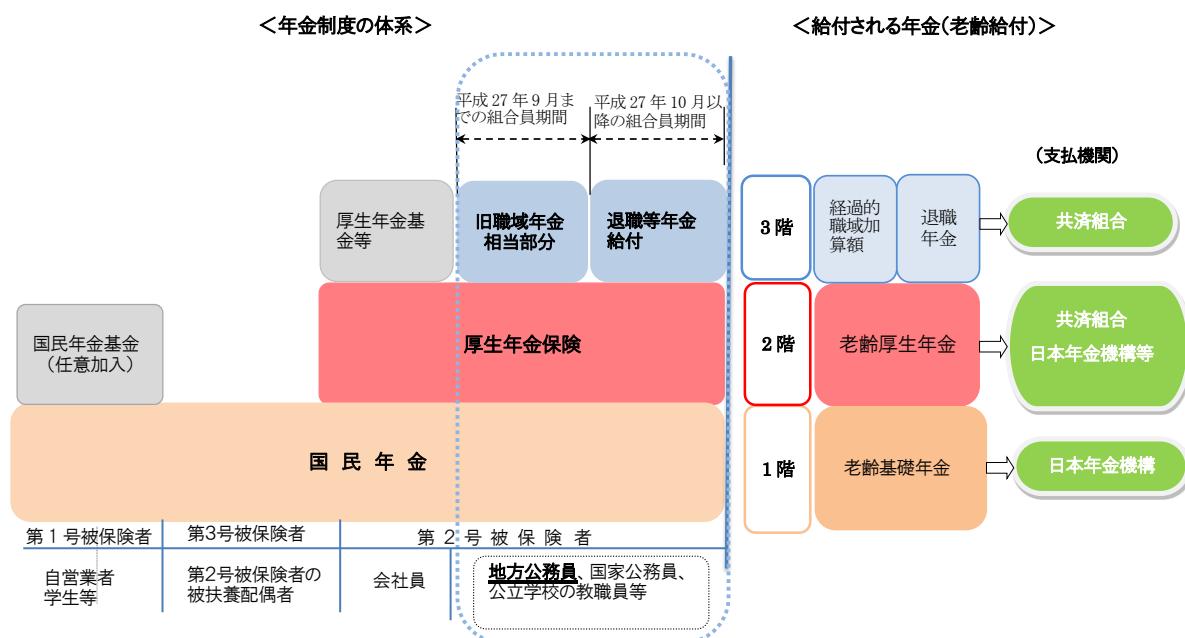
第2章 年金の制度について

1 年金制度の体系

年金制度は次の図のように3階建てになっています。

- (1) 1階部分は国民年金制度で、日本に住む20歳以上60歳未満の人が全員加入します。国民年金の加入者には第1号・第2号・第3号被保険者の3つの種別があり、共済組合の組合員は第2号被保険者に該当します。国民年金制度から支払われる基礎年金の支払いは、日本年金機構が行います。
- (2) 2階部分は厚生年金保険制度で、公務員または厚生年金保険が適用されている事業所に勤める会社員等が70歳まで加入できる制度です。加入者は給料から控除されている厚生年金保険料等により国民年金と厚生年金保険の2つの年金制度に加入していることになります。厚生年金保険制度から支払われる老齢厚生年金の支払いは、共済組合の期間は共済組合から、民間で勤めていた期間は日本年金機構等が行います。
- (3) 3階部分は共済組合独自の年金制度です。経過的職域加算額と退職等年金給付があり、支払いは共済組合が行います。

【図1】年金制度及び老齢給付のイメージ



2 年金給付の種類

年金給付の種類には、老齢となったときに受けられる「老齢給付」、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったときに受けられる「障害給付」、死亡したときに遺族に支給される「遺族給付」があります。

第3章 老齢給付について

1 老齢基礎年金（1階部分）

65歳から、老齢厚生年金に加えて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は40年間(20~60歳)保険料を納付した場合、年額831,700円(令和7年度)です。(保険料未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。)

2 老齢厚生年金（2階部分）

老齢厚生年金は、生年月日に応じて65歳前に受給権が発生する「特別支給の老齢厚生年金」、65歳以降に受給権が発生する「本来支給の老齢厚生年金」があります。

(1) 特別支給の老齢厚生年金（65歳になるまで） 昭和36年4月1日までに生まれた方

次のすべての要件に該当したとき、支給開始年齢から65歳になるまでの間受給できます。

＜受給資格＞

- ア 支給開始年齢以上65歳未満であること
- イ 1年以上の厚生年金保険の被保険者期間(公務員期間と民間の期間を合算)を有すること
- ウ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

(2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳以降）

次のすべての要件に該当したとき、65歳から受給できます。

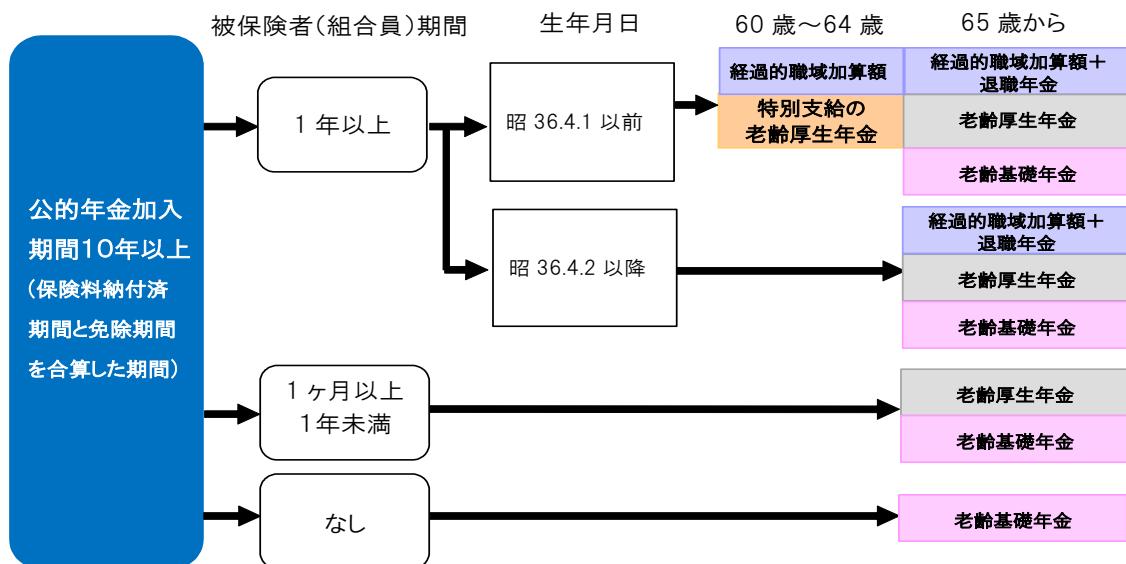
＜受給資格＞

- ア 65歳以上であること
- イ 1か月以上の厚生年金保険の被保険者期間(公務員期間と民間の期間を合算)を有すること
- ウ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

※昭和36年4月1日以前の生年月日の方は、特別支給の老齢厚生年金を受給後、65歳から本来支給の老齢厚生年金を受給します。昭和36年4月2日以降の生年月日の方は、特別支給の老齢厚生年金の受給対象とはならず、本来支給の老齢厚生年金を受給します。

第1編 退職後の年金について

【図2】公的年金加入期間と受けられる老齢年金



【図3】 生年月日別の支給開始年齢

特別支給の年金を受給する権利は65歳で消滅し、新たに本来支給の年金を受給する権利が65歳から発生します。

| (生年月日) | 特別支給 | | | | | 65歳 | 本来支給 |
|--|------|-----|-----|-----|---|---|------------------|
| | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | | |
| 昭和28年4月2日から 昭和29年10月1日まで (受給権発生年度:平成26~27年度) | | | | | 特別支給の年金相当部分 退職共済年金 経過的職域加算額 老齢厚生年金 経過的職域加算額 老齢厚生年金 | 経過的職域加算額+退職年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金 経過的職域加算額+退職年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金 経過的職域加算額+退職年金 老齢厚生年金 老齢基礎年金 | 老齢厚生年金 老齢基礎年金 |
| 昭和29年10月2日から 昭和30年4月1日まで (受給権発生年度:平成27年度) | | | | | | | |
| 昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日まで (受給権発生年度:平成29~30年度) | | | | | | | |
| 昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日まで (受給権発生年度:令和2~3年度) | | | | | | | |
| 昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで (受給権発生年度:令和5~6年度) | | | | | | | |
| 昭和36年4月2日から (受給権発生年度:令和8年度以降) | | | | | | | |

※平成27年10月以降の組合員期間を有する場合、退職年金の受給権が発生。

第1編 退職後の年金について

(3) 特別支給の老齢厚生年金に係る特例

次の障害者特例または長期在職者に係る特例に該当する方は、特別支給の老齢厚生年金に定額部分の額が加算されます。その間、加給年金の条件を満たしている方には加給年金額(p.7参照)も加算されます。

① 障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権のある方が、次のいずれにも該当し、障害者特例適用の請求をしたときに加算されます。

ア 厚生年金保険の被保険者でないこと

イ 障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にあること(pp.20~22参照)

※障害者特例は、請求を行った月の翌月から加算されます。

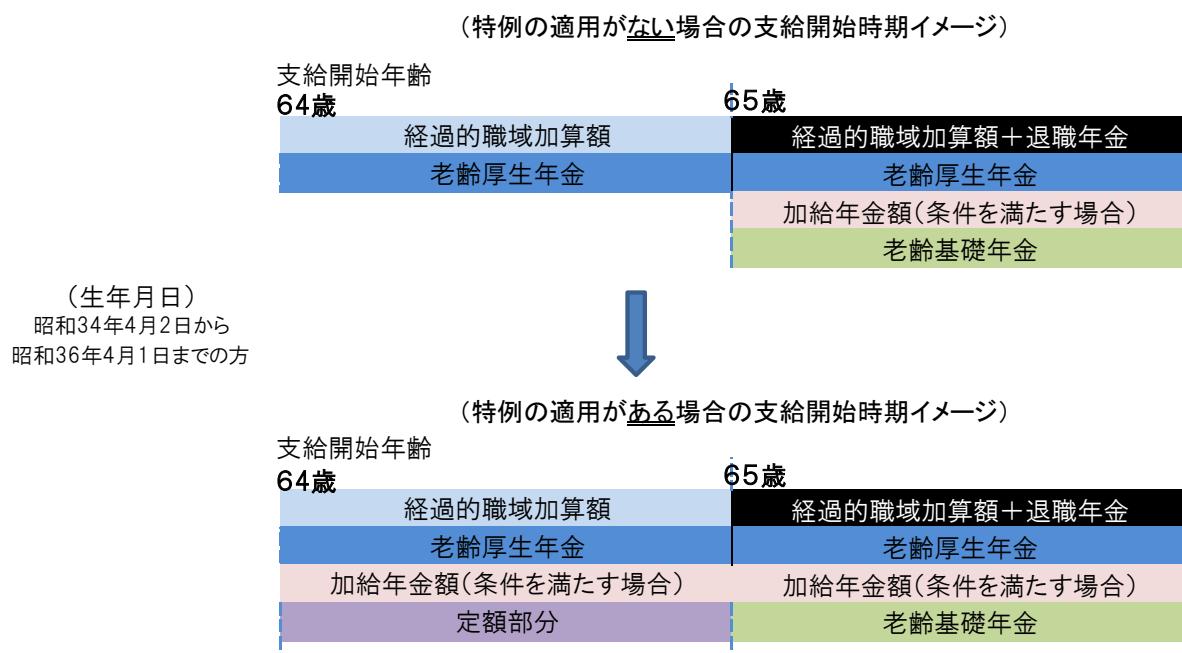
② 長期在職者に係る特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権のある方が、次のいずれにも該当したときに加算されます。

ア 厚生年金保険の被保険者でないこと

イ 被保険者期間が44年以上あること(一種別単独で44年以上)

【図4】 障害者特例及び長期在職者に係る特例が適用された場合のイメージ（65歳になるまで）



第1編 退職後の年金について

(4) 加給年金

老齢厚生年金の被保険者期間(民間の期間と公務員期間を合算)が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子がいるときは、加給年金額が加算されます。

配偶者の要件:65歳未満であること

子の要件:18歳になった年度の3月31日までの間の子、または20歳未満で障害等級1級又は2級の障害の状態にある子(子はいずれも未婚であること)

※ 生計維持の基準は、その被扶養者の年間収入が850万円未満であること

※ 配偶者自身が、退職・老齢給付(年金の算定期間が20年以上)の受給権を有するときや、障害給付を受けることができるときは支給されません。

配偶者の加給年金額

(令和7年度)

| 受給権者の生年月日 | 加給年金額(年額) |
|-------------|-----------|
| 昭和18年4月2日以後 | 415,900円 |

子の加給年金額

(令和7年度)

| 子の人数 | 加給年金額(年額) |
|------------|-----------|
| 2人まで1人につき | 239,300円 |
| 3人目から1人につき | 79,800円 |

なお、加給年金の対象となっている配偶者が65歳になると、配偶者自身に国民年金制度の老齢基礎年金が支給されることとなるため、配偶者を対象とした加給年金の加算はなくなります。

3 共済組合独自の年金（3階部分）

被用者年金制度の一元化に伴い、「職域部分」が廃止されると同時に、公務員独自の新たな年金給付として、「退職等年金給付」が創設されました。

(1) 旧職域年金相当部分における経過的職域加算額について

平成27年9月30日以前の組合員期間がある方には、経過措置として、その組合員期間に応じた旧職域年金相当部分の給付として、「経過的職域加算額」が支給されます。

第1編 退職後の年金について

(2) 退職等年金給付について

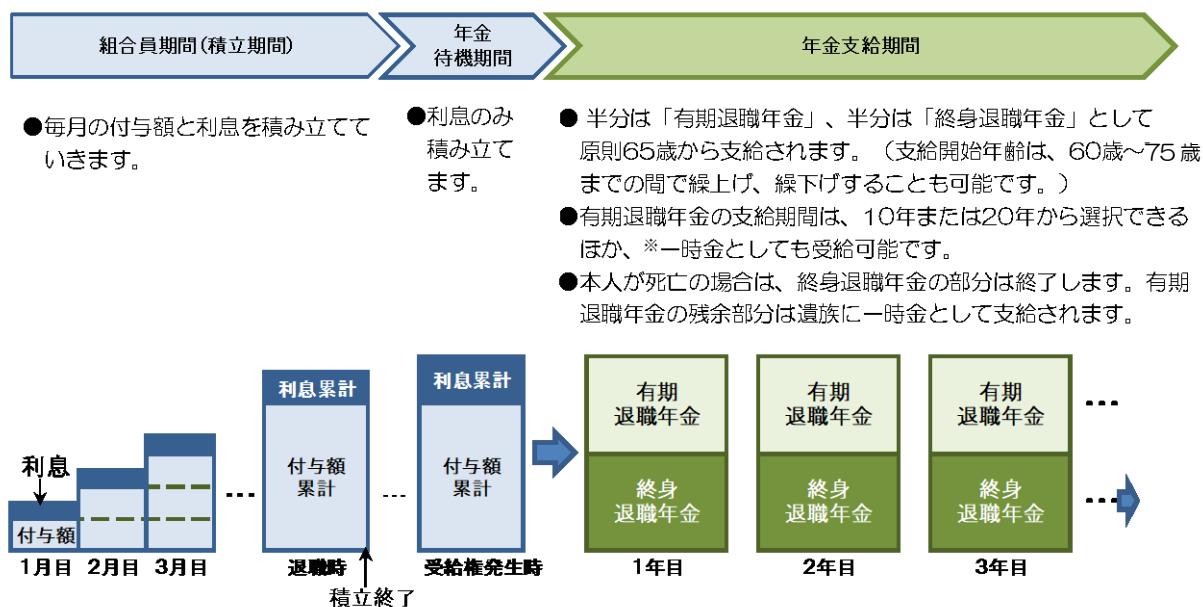
労使折半で積み立てた保険料(掛金と負担金)を原資として年金を受け取る積み立て方式です。

次のいずれの要件も満たしているときに受給できます。

〈受給資格〉

- ア 平成27年10月以降の保険料を納めた期間で、1年以上引き続く組合員期間があること
- イ 65歳以上であること
- ウ 退職していること

【図5】積立時と給付時のイメージ図



※有期退職年金を一時金として受給する場合の注意事項

一時金は所得税法上の「退職所得とみなされる一時金」として扱われ、同じ課税年に地方公共団体を退職して退職金を受けている場合は、これらを合算して税額を計算します。

また、税額は他の所得とは分離して課税され、勤続年数に応じた退職所得控除を受ける場合は、退職時の『退職金に係る源泉徴収票』が必要となりますので、請求者各自で保管していただきますようご留意願います。

■給付算定基礎額残高通知書

共済組合等から「給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度に積み立てた付与額や利息等に関する情報をお知らせしています。

- 【通知される時期】
- ・組合員期間中 …… 每年6月
 - ・退職された方…… 退職時、35歳、45歳、59歳、63歳に到達した翌年度

4 老齢厚生年金の請求、裁定及び支給

(1) 請求書の事前送付

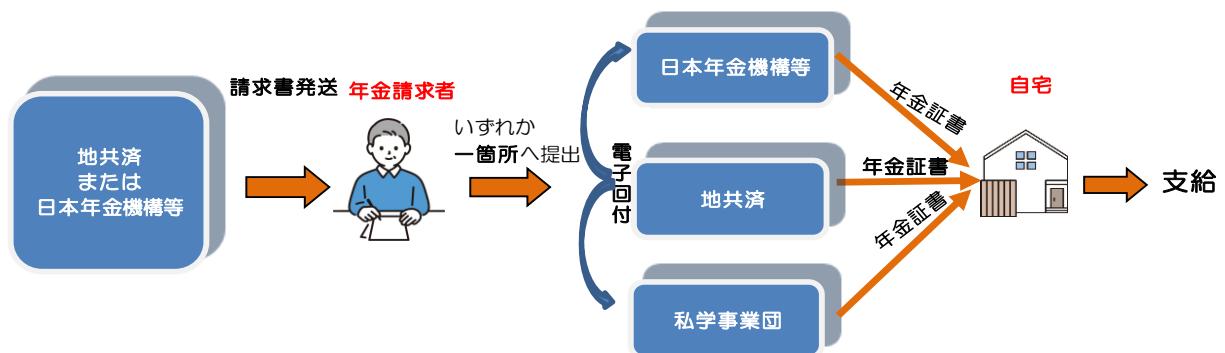
支給開始年齢に到達する約3か月前に、最終加入の実施機関(地方職員共済組合又は日本年金機構等)から老齢厚生年金の請求書(経過的職域加算額の請求書を兼ねています)が送付されますので、必要事項をご記入の上、受給権が発生する誕生日以降、速やかに実施機関に提出してください。なお、誕生日前は受け付けられません。また、年金の受給権は、その給付事由が生じた日(受給権が発生した日=誕生日の前日)から**5年間請求しないときは、時効により消滅します。**※ 特別支給の老齢厚生年金は、請求を遅らせても、増額することはできません。

(2) 裁定後の「年金証書」等の送付

老齢厚生年金及び経過的職域加算額の決定後、「年金額決定通知書」及び「年金証書」が共済組合から送付されますので、大切に保管してください。

また、年金額は毎年度4月に物価及び賃金の変動率を基にした改定があります。改定した場合は、「年金額改定通知書」が送付されます。

【図6】年金請求から支給までのイメージ図



※ 複数の厚生年金保険（日本年金機構、地共済、私学事業団）の加入期間がある方については、いずれかの窓口に年金請求書を提出することで、他の厚生年金保険に加入していた期間の年金を請求したこととなります。また、厚生年金の被保険者加入中の場合は、支給額を計算する際に他実施機関の年金額も含めて計算するため、当組合の年金証書が届くのは、日本年金機構の年金証書到着後、ある程度の期間を要します。

※ 請求書の提出後、3~4か月後に指定された口座に年金が振り込まれます。

(3) 支給日

- 年金の支給 → 受給権が発生した日の属する月の翌月分から支給
- 支給日 → 偶数月(2、4、6、8、10、12月)の各15日
(金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日)

5 老齢厚生年金の繰上げ請求について

60歳から65歳になるまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。その場合、年金額は繰上げた月数1か月あたり0.4%(1年で4.8%)減額されます。(※ 昭和37年4月1日以前に生まれた方は月数1か月あたり0.5%の減額率となります。)

繰上げ受給の減額率＝繰上げ月数×0.4%

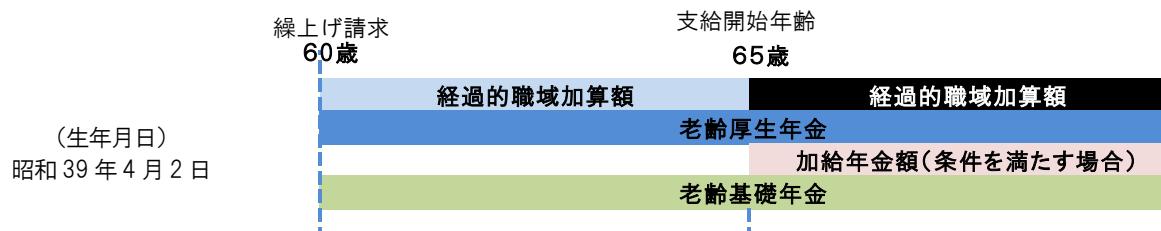
減額率早見表

| 年齢 | 減額率 |
|-----|-------|
| 60歳 | 24.0% |
| 61歳 | 19.2% |
| 62歳 | 14.4% |
| 63歳 | 9.6% |
| 64歳 | 4.8% |

■留意点

- (1) 繰上げ請求後は、その決定を取り消すことは きず、終生減額された年金額となります。
- (2) 繰上げ請求後は、障害の状態に該当するようになつても事後重症などによる障害厚生年金(障害基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した障害厚生年金)を請求することはできません。
- (3) 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金(老齢基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等)の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。
- (4) 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。
- (5) 繰上げ請求後の老齢厚生年金も、在職中や厚生年金適用事業所に再就職している場合は年金の一部または全額が支給停止となります。(老齢基礎年金に在職支給停止はありません。)
- (6) 加給年金額は繰上げの対象にはなりません。加給年金額を加算する本来の年齢に達したときに加算されます。

【図7】 支給開始時期イメージ：支給開始年齢が65歳の者が、60歳の誕生日の前日に繰上げ請求した例



※ この場合、老齢厚生年金及び経過的職域加算額、老齢基礎年金は支給開始年齢より5年間(60ヶ月)繰上げるので、 $0.4\% \times 60\text{ヶ月} = 24\%$ 、の減額が生涯の年金からそれぞれ減額されます。

6 老齢厚生年金の繰下げ請求について

65歳から受ける老齢厚生年金・老齢基礎年金は、受給開始を66歳から75歳になるまでの間に繰下げて請求することができます。繰下げの申し出をした翌月分から、本来の受給権発生日までの月数ごとに0.7%の増額分が加算された年金を生涯受給することができます。

$$\text{繰下げ受給の増額率} = \text{繰下げ月数} \times 0.7\%$$

増額率早見表

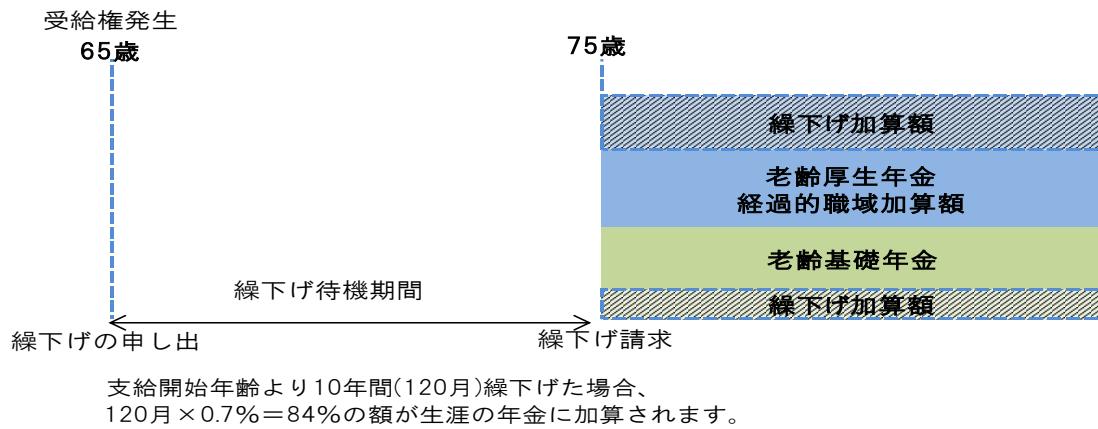
| 年齢 | 増額率 |
|-----|-------|
| 66歳 | 8.4% |
| 67歳 | 16.8% |
| 68歳 | 25.2% |
| 69歳 | 33.6% |
| 70歳 | 42.0% |

| 年齢 | 増額率 |
|-----|-------|
| 71歳 | 50.4% |
| 72歳 | 58.8% |
| 73歳 | 67.2% |
| 74歳 | 75.6% |
| 75歳 | 84.0% |

■留意点

- (1) 繰下げの申し出は66歳の誕生日以降、75歳までの間に1か月単位で行うことができます。
- (2) 2以上の種別の被保険者であった期間を有する場合、全ての老齢厚生年金を同時に繰下げ請求しなければなりません。(老齢基礎年金及び退職年金は含みません。)
- (3) 障害年金(障害基礎年金を除く)または遺族年金の受給権を有する場合は、繰下げの申し出はできません。
- (4) 繰下げ加算額の算定は、繰下げ待機期間中に厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止となる額は、繰下げ加算額の対象となりません。
- (5) 加給年金額は、繰下げ加算額の計算対象となりません。また、繰下げ希望による請求待機期間は、加給年金額も支給されません。

【図8】老齢厚生年金及び老齢基礎年金を10年繰下げした場合の支給開始時期イメージ



7 年金受給者が再就職した場合の届け出及び年金額の調整

(1) 再び公務員となった場合の届け出

退職後に再び公務員として再任用された場合は、加入することとなった共済組合に「年金受給者等再就職届書」提出する必要があります。

これは、給与や賞与の額に応じて老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止される場合があることや、共済組合の期間中は、経過的職域加算や退職年金が全額支給停止となるためです。提出が遅れると過払いによる返還が発生することもありますので、就職後、速やかに提出してください。

(2) 年金額の調整

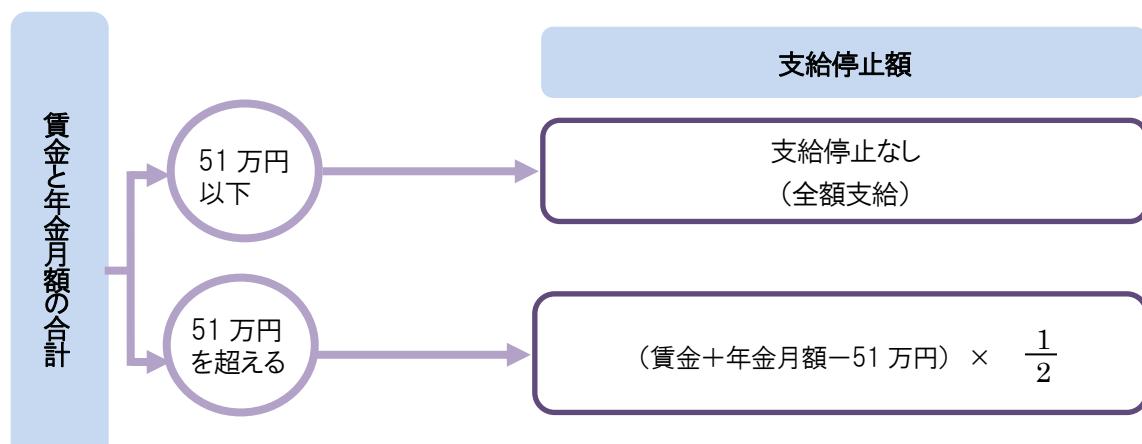
老齢厚生年金の受給者が厚生年金保険の被保険者である場合(公務員や民間会社等に勤務した場合など)は、就職先から得られる給与収入に応じ、年金の一部又は全部が支給停止されることがあります。このような在職中の年金の支給停止を在職老齢年金といいます。

また、公務員の場合、在職期間中は3階部分の年金といわれる経過的職域加算額や退職年金は全額支給停止となります。なお、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員(13か月目以降のフルタイム職員を除く)は長期適用組合員とはなりませんので、支給停止はありません。

●在職支給停止額の計算(1か月当たりの停止額)

賃金と老齢厚生年金の年金月額の合計が51万円を超えると、超える額の2分の1の額の年金が支給停止となります。老齢厚生年金の全額が支給停止されると加給年金額も停止されます。
老齢基礎年金は、支給調整の対象となりませんので全額支給されます。

【図9】



※令和7年度の支給停止基準額51万円は、令和8年度に「62万円」に引き上げられます。

算定事例（再就職して厚生年金に加入した場合）

＜再任用フルタイム等＞

賃金が月額34万円、年金の月額10万円(厚生年金8万円+経過的職域加算額2万円)の場合

$$34\text{万円} + 8\text{万円} = \underline{\underline{42\text{万円}}}$$

(賃金)※1 (年金月額)※2

$$10\text{万円}(年金) - 2\text{万円}(経過的職域加算額)$$

上記の場合51万円を超えるので年金の停止はありません。

なお、共済組合員である間(再任用フルタイム等)は、経過的職域加算額は全額停止されるため、年金の支給は $10\text{万円} - 2\text{万円} = 8\text{万円}$ となります。

＜民間企業等＞

賃金が月額47万円、年金が月額10万円(厚生年金8万円+経過的職域加算額2万円)の場合

$$47\text{万円} + 8\text{万円} = \underline{\underline{55\text{万円}}}$$

(賃金)※1 (年金月額)※2

$$10\text{万円}(年金) - 2\text{万円}(経過的職域加算額)$$

51万円を超えるので、 $(55\text{万円} - 51\text{万円}) \times 1/2 = 2\text{万円}$ (停止額)

したがって、年金の支給は $10\text{万円} - 2\text{万円} = 8\text{万円}$ となります。

なお、65歳から支給される基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、計算には含めずに算定します。

※1 賃金：毎月の報酬(標準報酬月額)と、その月以前1年間に受けた期末手当等(標準期末手当等)の総額を12で割った額の合計。

※2 年金月額：老齢厚生年金額を12で割った額(加給年金額、経過的職域加算額は含まれません)

■複数の老齢厚生年金(共済組合と日本年金機構等)の受給権を有している場合は、合算して総停止額を算出して、それぞれの年金額で按分し、支給停止されます。

地方職員共済組合のホームページ(年金ガイド→年金相談Q&A →老齢厚生年金について
→就職や離職したとき→Q7)において、停止額の試算が可能です。

第1編 退職後の年金について

8 雇用保険との調整

(1) 基本手当の受給について

65歳までの間、老齢厚生年金の受給者の方が、ハローワークで求職の申し込みをし、雇用保険法の基本手当を受給した場合、その額にかかわらず、その間は、老齢厚生年金全額が支給停止されます(経過的職域加算額は支給されます)。

なお、65歳以降に支給される老齢厚生年金は、支給停止されません。

(2) その他の給付金の受給について

雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金を受給した場合、老齢厚生年金の一部が支給停止されます。

9 在職定時改定

65歳以上の在職中の老齢厚生年金は、就労による年金増額を実感できるように、毎年基準日(9月1日)の属する月前の被保険者期間を追加して年金額を再計算し、基準日の属する月の翌月(10月分)から年金額が改定されます。

なお、特別支給の老齢厚生年金は、在職定時改定の対象になりません。

10 退職改定

共済組合から支給される老齢厚生年金を受給している組合員(現職者または再任用フルタイム職員等)が退職したときは、退職する前に決定された年金の算定基礎となった組合員期間に、退職までの組合員期間を加えるとともに、平均標準報酬の見直しを行い、年金額を改定します。

※ 年金額の改定は、「年金額改定通知書」によりお知らせします。

第1編 退職後の年金について

第4章 障害給付・遺族給付について

1 障害給付

在職中の病気やケガにより障害を負ったときには、厚生年金制度から「障害厚生年金(障害等級1～3級(pp.20～22 参照))」または「障害手当金(p.23 参照)」が支給される場合があります。

また、傷病が公務(通勤を除く)による場合には、併せて退職等年金給付から「公務障害年金」が支給される場合があります。

| 制度名 | 年金の名称 | 支給要件 |
|---------|--------|---|
| 退職等年金給付 | 公務障害年金 | 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合 |
| 厚生年金保険 | 障害厚生年金 | 厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病で、当該初診日から起算して1年6月経過した日又は初診日から1年6月経過前にその傷病が治った場合は、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態になった日を含む。）において当該傷病の程度が障害等級1級から3級に該当した場合 (pp.20～22 参照) |
| | 障害手当金 | 障害厚生年金を支給するに至らない程度の障害状態の場合 (p.23 参照) |
| 国民年金 | 障害基礎年金 | 障害等級の1級又は2級に該当した場合 (p.20 参照) |

2 遺族給付

在職中又は退職後に死亡したときには、厚生年金制度から「遺族厚生年金」が、また、死亡の原因が公務による場合には、併せて退職等年金給付から「公務遺族年金」が支給される場合があります。

| 制度名 | 年金の名称 | 支給要件 |
|---------|--------|---|
| 退職等年金給付 | 公務遺族年金 | 公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合 |
| 厚生年金保険 | 遺族厚生年金 | 厚生年金被保険者期間を有する者が死亡し、その者に遺族がいた場合（遺族の要件に該当する必要があります。） |
| 国民年金 | 遺族基礎年金 | 死亡当時、18歳未満の子又はその子を扶養する妻・夫がいた場合 |

第5章 年金支給に関する留意点等

1 留意点

(1) 併給の調整

給付事由の異なる2つ以上の年金(例えば、老齢厚生年金と障害厚生年金)を同時に受給することはできません。有利な方を選択していただき、選択した以外の年金は支給が停止されます。

また、受給の選択は、将来に向かって変更が可能です。

(2) 年金からの源泉徴収

① 年金は「雑所得」です

老齢厚生年金等は、所得税法の区分では「雑所得」となっており、年金額が一定以上の方は、年金の支給の際に所得税が源泉徴収されます。(※障害年金、遺族年金は非課税)

② 源泉徴収税額の計算にあたって

年金からの所得税の源泉徴収は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を共済組合に提出することにより、所得控除が受けられます。

なお、扶養親族がおらず、受給者本人が障害者または寡婦(寡夫)に該当しない場合は、提出の必要はありません。(税制改正により、提出の有無にかかわらず基礎的控除は控除されます。)

※ 注意点…再就職されている方

再就職されている方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、当共済組合に「扶養親族等申告書」を提出しない場合でも、基礎控除が双方から控除され二重控除となるため、後日、確定申告により税の精算が必要となる場合があります。詳しくは、お近くの税務署にご確認ください。

(3) 退職一時金の返還

昭和 54 年 12 月 31 日以前に、組合員期間が 1 年以上 20 年未満で退職した場合には退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により退職一時金の支給を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と一時金の二重の給付が行われることを防止するため、受給した退職一時金の額に「利子」相当額を加えた額を共済組合に返還することとされています。

退職一時金の返還は、年金の支給額の 2 分の 1 相当額を年金から控除する方法(または 1 年以内に現金で返還する方法)により行います。

第1編 退職後の年金について

2 離婚時の年金分割の制度について

離婚時の年金分割の制度は、平成19年4月1日以後に離婚をした場合において、離婚をした当事者間の合意又は裁判手続きにより分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額の総額を当事者間で分割することができる制度です。

なお、請求期限が定められており、原則として離婚した日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。

3 退職後の年金加入について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければならないこととされています。

■退職後、国民年金にかかる手続きが必要な方

- ・組合員が退職した時、被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)が60歳未満の方
- ・組合員が60歳未満で退職後再就職をしない方や再就職先の厚生年金に加入しない方

※ お問い合わせや手続きは日本年金機構の各事務所及び市町村となっています。

4 国民年金の任意加入について

国民年金の納付期間が40年に満たない場合、60歳以降に日本年金機構に申し出することにより任意で国民年金に加入することができます。詳しくは最寄りの日本年金機構の各事務所にてご相談ください。

【日本年金機構】

- ① 那覇年金事務所 098（855）1111 那覇市壺川2-3-9
- ② 浦添年金事務所 098（877）0343 浦添市内間3-3-25
- ③ コザ年金事務所 098（933）2267 沖縄市胡屋2-2-52
- ④ 名護年金事務所 0980（52）2522 名護市東江1-9-19
- ⑤ 平良年金事務所 0980（72）3650 宮古島市平良字下里791
- ⑥ 石垣年金事務所 0980（82）9211 石垣市登野城55-3

5 年金記録の電子交付について

令和7年4月から、マイナンバーカードを利用して、地方職員共済組合のマイナ手続きポータルやマイナポータルから、ご自身の公務員共済期間の年金記録を電子交付により受け取ることができるようになりました。利用にあたっては、事前に地方職員共済組合のホームページから「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」にアクセスし、e-私書箱の利用登録が必要となります。

URL はこちら

<https://www.chikyosai.or.jp/guide/nenkinkiroku/>

【利用対象者】

現在、地方職員共済組合(道府県庁職員(東京都庁は除く))の組合員の方
過去に地方職員共済組合の組合員であった方
(地方職員共済組合の後に他の地方公務員共済組合の組合員または国家公務員共済組合の組合員となった方は除く。)
※なお、当組合の退職または老齢年金の受給権を有する方は利用対象者になりません。

【交付される年金記録】

公務員共済期間にかかる以下の年金記録

- ① 年金加入記録、② 年金見込額、③ 保険料納付額(前年度分)、④標準報酬月額等の記録
- ⑤ 納付算定基礎額残高

【利用方法】

利用にあたっては、マイナンバーカード・基礎年金番号・
スマートフォンまたはパソコン及び IC カードリーダー・メールアドレスをご準備ください。

～ 事前準備 ～

当組合のマイナ手続きポータルの利用申込(アカウントの作成)をします。
当組合のマイナ手続きポータルから手続きを行います。
マイナポータルから記録を確認したい場合には、マイナポータル及び e-私書箱の利用登録を行った上でマイナポータルと e-私書箱との連携が必要です。マイナポータルにアクセスし手続をしてください。

～ 年金記録の交付依頼から閲覧までの流れ ～

- ① マイナ手続きポータルにログインし、年金記録の電子交付を依頼
 - ② 概ね1週間後に年金記録が電子交付されるため、マイナ手続きポータルから閲覧
- ※マイナポータルと連携手続きをしている場合には、マイナポータルからも閲覧可能

第6章 地方職員共済組合へのお問い合わせ

1 地方職員共済組合沖縄県支部

年金が決定するまでの住所異動等のご連絡、年金に関するご相談及びお手続きなどの窓口は地方職員共済組合沖縄県支部となります。

(1) 住所

〒900-8570

那覇市泉崎 1-2-2 行政棟5階 総務部職員厚生課内

地方職員共済組合沖縄県支部 年金班

(2) 電話番号 年金班専用番号 098-866-2685

(職員厚生課 098-866-2127)

2 地方職員共済組合本部

年金を決定した後(年金受給者)の窓口は地方職員共済組合本部(年金部)となります。

以下の連絡先までお問い合わせください。

(1) 住所

〒102-8601 東京都千代田区平河町 2-4-9 地共済センタービル

(2) 年金相談窓口(専用ダイヤル)

・電話番号 03-3261-9850

・受付時間 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

・主な対応

- ① 年金受給者からの年金に関する問い合わせ
- ② 年金受給者の年金受取金融機関の変更
- ③ 年金受給者死亡の連絡

(3) 年金関係様式の送付自動受付サービス

・電話番号 03-3261-9850(コールセンターと同じ)

・受付時間 24時間 365日

・依頼内容

- ① 受取金融機関の変更
- ② 源泉徴収票の交付(再交付)
- ③ 年金証書・改定通知書・振込通知書の再交付
- ④ 扶養親族等申告書の送付

障害等級表

[国年法施行令別表(第4条の6関係)、厚年法施行令別表第1(第3条の8関係)]

| 障害の程度 | 障害の状態 |
|--------|--|
| 一 級 | 1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
| | 1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

第1編 退職後の年金について

| 障害の程度 | 障害の状態 |
|-------|--|
| 三級 | 1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの |
| | 2 両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの |
| | 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの |
| | 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの |
| | 5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの |
| | 6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの |
| | 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの |
| | 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上失ったもの |
| | 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの |
| | 10 一下肢をリストラン関節以上で失ったもの |
| | 11 両下肢の十趾の用を廃したもの |
| | 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| | 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| | 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの |

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手趾関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

※3級第14号の厚生労働大臣が定めるものとは、傷病が治らないで、次の表の左欄の各号のいずれかに該当し、かつ、同表の右欄の状態にあるものとする（昭和61年厚生省告示第66号）。

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| 一 結核性疾患であって、次に掲げるもの イ 軽度の安静を継続すべきもののうち、化学療法、虚脱療法、直達療法その他適切な療法が見当たらないもの又は特別の治療を必要としないものであって予後が良好であるもの ロ イ以外のものであって、長期にわたり軽度の安静を継続すべきもの | 二 けい肺であって、二度のレントゲン線所見があり、かつ、心肺機能が軽度に減退しているもの 三 結核性疾患及びけい肺以外の傷病 | 労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする。 |
|---|---|---------------------------------|

第1編 退職後の年金について

(注) 初診日から1年6月経過前に次に該当した場合は、その日が障害認定日となる。

- (ア) 喉頭全摘出手術を施した場合は、喉頭全摘出手術を施した日
- (イ) 肢体の外傷で切断又は離断した場合は、切断又は離断した日
- (ウ) 人工骨頭又は人工関節を挿入又は置換した場合は、挿入又は置換した日
- (エ) 在宅酸素療法を施行中の場合は、在宅酸素療法を開始した日
- (オ) 心臓ペースメーカー、植込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合は、装着した日
- (カ) 人工透析を行っている場合は、透析開始から3月を経過した日
- (キ) 人工肛門を造設又は尿路変更術を施した場合は、6月を経過した日
- (ク) 新膀胱を造設した場合は、造設した日
- (ケ) 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以後に医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められたとき
- (コ) 現在の医学では、根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6月経過した日後において気管切開下での人工呼吸器(レスピレーター)使用、胃ろう等の恒常的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められたとき

障害手当金

[厚年法施行令別表第2 (第3条の9関係)]

| 番号 | 障害の状態 |
|----|--|
| 1 | 両眼の視力が0.6以下に減じたもの |
| 2 | 一眼の視力が0.1以下に減じたもの |
| 3 | 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの |
| 4 | 両眼による視野が1／2以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1／2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの |
| 5 | 両眼の調節機能及び輻（ふく）轉（そう）機能に著しい障害を残すもの |
| 6 | 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの |
| 7 | そしやく又は言語の機能に障害を残すもの |
| 8 | 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの |
| 9 | 脊（せき）柱の機能に障害を残すもの |
| 10 | 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの |
| 11 | 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの |
| 12 | 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの |
| 13 | 長管状骨に著しい転位変形を残すもの |
| 14 | 一上肢の二指以上を失ったもの |
| 15 | 一上肢のひとさし指を失ったもの |
| 16 | 一上肢の三指以上の用を廃したもの |
| 17 | ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの |
| 18 | 一上肢のおや指の用を廃したもの |
| 19 | 一下肢の第一趾（し）又は他の四趾以上を失ったもの |
| 20 | 一下肢の五趾の用を廃したもの |
| 21 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| 22 | 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。